

令和7年度

**真庭市クリエイト菅谷における民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査支援業務**

基本方針

真 庭 市

1. 事業概要

- (1) 業 務 名 真庭市クリエイト菅谷における民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査支援業務
- (2) 業務内容 サウンディング調査に関する業務一式
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月27日(金)
- (4) 予定価格 3,355,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(見積上限額)

2. プロポーザル方式採用の理由

高度な創造性、実装するための技術力又は専門的な経験を必要とする業務であるため。
(真庭市プロポーザル審査委員会規則第4条第1号)

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、ヒアリングにより選定を行うものとする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点において、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置規程による指名停止を受けていないこと。
- (3) 本市に入札参加資格審査申請書測量・建設コンサルタント業務等を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成3年法律第77号。以下「法」という。第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は 第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (5) 土木関係建設コンサルタント業務を業とする者であること。

- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 提案書の提出は、参加を表明する事務所で1提案とする。
- (8) 提案書を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び担当技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。この場合において、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルにおける上記の参加資格を有しない。
- (9) 管理技術者は、参加を表明する事務所と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 提案者は、過去10年間（平成27年度～令和6年度）において、同種業務の実績があること。同種業務は、国又は地方公共団体の発注したサウンディング型市場調査業務とする。
- (11) 管理技術者は、本業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、以下のいずれかの資格を有し、資格を取得後10年以上の実務経験があること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ RCCM（都市計画及び地方計画）

5. 審査概要

(1) 審査委員会

クリエイト菅谷に関するサウンディング調査業務プロポーザル審査委員会を設置する。

(2) 委員構成（予定）

会 長 美甘振興局長

副 会 長 産業観光部長

委 員 政策推進監、産業政策課長、地域みらい創生課長、美甘地域振興課長

6. 日程

募集開始日	令和7年4月22日（火）
質問受付締切	令和7年4月30日（水）正午まで
質問回答	令和7年5月 2日（金）
参加表明書提出締切	令和7年5月 8日（木）
提案書等提出締切	令和7年5月15日（木）正午まで
審査会	令和7年5月21日（水）
結果通知	令和7年5月26日（月）（予定）
契約締結	令和7年5月下旬（予定）